



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®会計基準、修正、IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の[デュール・プロセス・ハンドブック](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は [2024年6月19日から20日](#)に会議を行った。

さらに、[IASB は 2024年6月21日に FASB との合同会議を開催した](#)。下記の合同 Update をご覧いただきたい。

関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

目次

作業計画の概要

- [IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8）](#)

リサーチ及び基準設定

- [動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）](#)
- [IFRS 第16号「リース」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7）](#)
- [排出物価格設定メカニズム（アジェンダ・ペーパー10）](#)
- [持分法（アジェンダ・ペーパー13）](#)
- [経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [引当金を絞った改善（アジェンダ・ペーパー22）](#)

IASB-FASB 合同会議で議論されたプロジェクト

- [収益基準の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー6）及びリース基準の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7）](#)

作業計画の概要

IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8）

IASB は 2024年6月20日に会合し、[作業計画](#)についてのアップデートを受けた。IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は作業計画についての次回のアップデートを3か月から4か月後に受ける予定である。

リサーチ及び基準設定

動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）

IASB は 2024年6月19日に会合し、動的リスク管理（DRM）モデルについての議論を継続した。IASB は、当該プロジェクトに関する暫定的な決定の要約及び定義された用語のリストも提供された。

キャパシティ評価（アジェンダ・ペーパー4A）

IASB は、キャパシティ評価に関しての考え得る要求事項について議論した。この評価は、DRM 評価期間の終了時の企業の現在の正味オープン・リスク・ポジションが、DRM 調整で表される予想される便益を実現させることができるかどうかを評価することを企業に要求することとなる。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業は、報告日における企業の現在の正味オープン・リスク・ポジションの将来の経済的便益の最大額を当該ポジションの現在価値に基づいて測定することを要求される。
- b. DRM 調整におけるキャパシティ不足額を純損益に認識した企業は、将来の期間における当該不足額の巻戻しをリスク管理の対象期間にわたって定額法で又は他の体系的かつ合理的な基礎で認識することを要求される。
- c. 企業が過去に純損益に認識したキャパシティ不足額を戻し入れることは認められない。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

表示の要求事項（アジェンダ・ペーパー4B）

IASB は DRM モデルの表示の要求事項について議論した。IASB は企業が次のことを要求されることを暫定的に決定した。

- a. 報告期間中に認識した DRM 調整の巻戻しを純損益計算書の独立の科目に純額として表示する。
- b. 報告期間中に認識した不一致（指定デリバティブから生じた正味の利得又は損失と DRM 調整との間の不一致）を、他のデリバティブから生じた公正価値利得又は損失とともに表示する。
- c. DRM 調整を報告期間の末日現在の財政状態計算書の独立の科目に純額として表示する。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

開示要求（アジェンダ・ペーパー4C）

IASB は、財務諸表利用者の情報ニーズについて及び DRM モデルの考え得る開示要求の初期的な分析について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、プロジェクト計画において識別されたトピックについての議論を継続する。

IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7）

IASB は 2024 年 6 月 19 日に会合し、IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビューの第 1 フェーズの目的、活動及び予想される日程について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、IASB が 2025 年前半に公表する予定の情報要請の情報源とするため、協議グループ及び他の利害関係者とのアプローチの実施を計画している。

排出物価格設定メカニズム（アジェンダ・ペーパー10）

IASB は 2024 年 6 月 20 日に会合し、排出物価格設定メカニズムに関するプロジェクトを優先すべきかどうかの決定に役立てるために収集した情報について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は排出物価格設定メカニズムに関するプロジェクトを優先すべきかどうかを決定する。

持分法（アジェンダ・ペーパー13）

IASB は 2024 年 6 月 19 日に会合し、公開草案「持分法会計—IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202X 年改訂）」の文案作成の間に識別された整理論点について議論した。

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 親会社が個別財務諸表において子会社に対する投資に持分法を適用し、その後に当該子会社に対する支配を喪失し、旧子会社が関連会社になって、親会社が引き続き持分法を適用する場合に、親会社が IAS 第 28 号の第 24 項を適用することを提案する。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

- b. IAS 第 28 号の第 32 項から「関連会社又は共同支配企業の純損益に対する企業の持分の算定において、収益として含まれる」を削除し、これにより、投資者が持分法を適用する際に生じる収益及び費用を含める純損益計算書上の科目を定めないこととなる。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

- c. 投資者及び共同支配投資者が、関連会社又は共同支配企業に対する追加の持分の購入に係る条件付対価に関して、重要な影響力又は共同支配の獲得時に提供するのと同じ開示を提供することを提案する。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

- d. 投資者又は共同支配投資者が条件付対価を資本性金融商品として認識し、当該資本性金融商品を投資者が重要な影響力を獲得した日又は共同支配投資者が共同支配を獲得した日現在の公正価値で測定した場合に、投資者が当該条件付対価を再測定しないことを提案する。この要求は、投資者又は共同支配投資者が追加の持分を購入した場合にも適用される。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、本プロジェクトの範囲に、次の適用上の疑問点を追加しないことを暫定的に決定した。「過去に投資の帳簿価額をゼロまで減額した投資者又は共同支配投資者は、関連会社又は共同支配投資者の包括利益に対する持分相当額のうち認識されていない損失に対する持分相当額を超過する額を、どの順序で認識するか。」

14 名の IASB メンバーのうち 7 名がこの決定に賛成した。議長が追加の議決権を行使し、決定を 8 対 7 で可決とした。

次のステップ

IASB は公開草案を 2024 年第 3 四半期に公表する予定である。

経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）

IASB は 2024 年 6 月 19 日に会合し、本プロジェクトの方向性について議論した。

IASB は公開草案「経営者による説明」における提案の的を絞った精緻化を行うことによって本プロジェクトを最終確定することを決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は公開草案における提案を再審議する。

維持管理及び一貫した適用

引当金一的を絞った改善（アジェンダ・ペーパー22）

IASB は 2024 年 6 月 20 日に会合し、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の修正案（以下を含む）について議論した。

- 過去の暫定的決定から生じた整理論点（アジェンダ・ペーパー22A）
- 経過措置の提案（アジェンダ・ペーパー22B）。

IASB は、修正案のコストと便益（影響）の分析及び IASB が当該修正を開発するために従ったデュー・プロセスのレビューについても議論した（アジェンダ・ペーパー22C）。

整理論点（アジェンダ・ペーパー22A）

IASB は公開草案において次のことを提案することを暫定的に決定した。

- a. IAS 第 37 号の範囲を維持し、時期及び金額が確実である賦課金を含めるための拡大はしない。
- b. IFRS 第 19 号「公的説明責任のある子会社：開示」に、企業が引当金の測定に用いた割引率を開示するという要求を含めるが、割引率の算定に用いたアプローチを企業が開示するという要求は IFRS 第 19 号に追加しない。
- c. IFRS 第 3 号「企業結合」の第 21A 項から第 21C 項を削除し、それにより、IAS 第 37 号の修正案の結果として不要となる IFRS 第 3 号における認識の原則に対する例外を廃止する。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

経過措置（アジェンダ・ペーパー22B）

IASB は、公開草案において、企業が修正案を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することを 2 つの例外とともに提案することを暫定的に決定した。

第 1 の例外は、関連する資産の取得原価に加算されている資産廃棄、原状回復及びそれらに類似するコストに係る引当金に影響を与える割引率の要求事項の修正案に適用される。この例外は、企業が単純化された遡及アプローチを適用することを認め、それにより、移行年度において企業は次のようにすることとなる。

- a. IAS 第 37 号における修正後の要求事項を適用して、企業が比較情報を提供する最初の期間の期首現在の当該引当金を修正再表示する。
- b. その日現在で企業が当該引当金を修正する金額を、関連する資産と利益剰余金に次のように配分する。
 - i. 当該引当金の測定に用いた現在の割引率及びキャッシュ・フローの見積りが、当該引当金が最初に認識されて以降に変更されていないと仮定し、
 - ii. 関連する資産の耐用年数の現在の見積りを使用する。

第 2 の例外は、企業が引当金の測定に含めるコストを定める修正案に適用される。この例外は、企業が修正案を次のように適用することを要求する。

- a. 企業が当該修正を最初に適用する事業年度の期首時点で存在しているか、又はその後が生じる義務のみに適用する。
- b. 比較情報の修正再表示は行わない。その代わりに、企業は修正の適用の累積的影響額を、適用開始日において利益剰余金又は資本のその他の内訳項目（適切な場合）の期首残高の修正として認識する。

14 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

IASB は、公開草案において、本プロジェクトで提案した修正の結果として IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の修正は行わないと提案することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

影響分析及びデュー・プロセスのレビュー（アジェンダ・ペーパー 22C）

IASB は公開草案について 120 日のコメント期間を設けた。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

14 名の IASB メンバー全員が、IASB は適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守しており、公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

公開草案における提案に反対票を投じる意向を示した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

IASB は公開草案の書面投票プロセスを開始する。

IASB-FASB 合同会議で議論されたプロジェクト

収益基準の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー 6）及びリース基準の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー 7）

IASB は 2024 年 6 月 21 日に FASB との教育的会合を開催した。両審議会は次の適用後レビューについて議論した。

- 収益基準—IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」及び FASB ASC トピック 606「顧客との契約から生じる収益」
- リース基準—IFRS 第 16 号「リース」及び FASB ASC トピック 842「リース」

両審議会は何も決定を求められなかった。